

(公社) 徳島森林づくり推進機構請負事業入札心得

平成25年4月1日制定
平成26年4月1日改訂
平成28年7月1日改訂
令和元年10月1日改訂
令和5年2月1日改訂

(目的)

第1 公益社団法人徳島森林づくり推進機構(以下「機構」という。)が行う一般競争入札及び指名競争入札の場合において、入札参加者の守るべき事項を定める。

(入札に関する留意事項)

第2 入札参加者は、機構が指示した設計図書、現地等を熟知のうえ入札するものとする。入札書記載金額は、特に指示のない限り契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

2 入札書は様式1により作成し、指定された日時までに電子入札箱に暗号化して送信しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦電子入札箱に送信した後は、変更又は取り消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるとき、入札執行前に委任状を暗号化して電子入札箱に送信し、その代理人の名において入札するものとする。

5 代理人が入札する場合の記入例

住所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 氏名

6 入札参加者が提出資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びその保存ファイルの形式は、次のいずれかとする。なお、当該ファイルの暗号化は機構が指定するアプリケーションソフトを使用するものとする。

アプリケーションソフト	ファイル形式
Micrsoft Word	Word文書形式(docx形式)
Micrsoft Excel	Excelブック形式(xlsx形式)
Adobe Acrobat	PDF形式

(入札の辞退又は欠席)

第3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届を電子入札箱に送信するか、入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)して行う。

(2) 入札書の送信後に入札手続きを継続し難い特別な事由が発生したときは、あらかじめ電話等の確実な方法により入札担当者に連絡し、事後に入札辞退届その他必要な書面を提出することで、辞退届の送信に代えることができる。

3 電子入札書締切日時までに入札書の送信がなく、かつ、辞退届の送信又は提出がない場合は、締切日時を経過した時をもって欠席とする。

4 入札を辞退又は欠席した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものでない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者、若しくは疑いある者はこの限りでない。

(公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5 入札参加者が連合した場合、その恐れが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

(当該入札が無効となる事項)

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書が締切日時までに電子入札箱に到達しないもの
- (3) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (4) 同一事項に対してした2通以上の入札
- (5) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 委任状を送信又は、提出しない代理人が行った入札
- (7) 入札金額を訂正した入札、及び入札の年月日(日付)を誤り、又はその記載のない入札
- (8) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(再入札)

第7 開札の結果、落札に至らないときは、直ちに再度電子入札を執行する場合がある。この場合、入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

(落札者の決定)

第8 予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をしたものを落札者と決定し、落札者決定通知書を送付する。ただし、落札となる同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。なお、電子くじによる落札者決定方法は別途定める。

(契約の締結)

第9 落札者は、契約書の案に記名押印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日(業務委託契約においては、5日)以内に契約を結ばなければならない。

2 契約保証金の納付を必要とする契約にあっては、契約締結時に契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付、又はその納付にかかる担保を提供しなければならない。

3 連帯して契約の履行義務を負う連帯保証人を必要とする契約にあっては、契約締結前に、その者が適格であるか発注者の同意を得なければならない。

4 第1項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

5 落札者は、第1項又は第4項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

附 則

平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改訂は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改訂は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この改訂は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この改訂は、令和5年2月1日から施行する。

○ 電子くじによる落札者決定方法

電子くじの仕組み

- 1 同価の入札となる場合、対象事業者の電子くじ番号を取り出す。
- 2 同価の事業者に対して、入札書提出順に順序番号（0,1,2,・・・）を割り振る。
- 3 次の数式で余り番号を計算する。

$$\text{（同価事業者の「電子くじ番号」の総計）} / \text{同価事業者数}$$
- 4 余り番号と順序番号とが合致した事業者を落札者とする。

※計算例

	2者で同価 電子くじ番号相違		3者で同価 電子くじ番号相違		
	事業者名	電子くじ番号	事業者名	電子くじ番号	順序番号
事業者名	A社	B社	C社	D社	E社
電子くじ番号	122	691	662	445	568
順序番号	0	1	0	1	2
総計	813		1675		
余り番号	1		1		
落札者		○		○	

	2者で同価 電子くじ番号同一		3者で同価 電子くじ番号同一		
	事業者名	電子くじ番号	事業者名	電子くじ番号	順序番号
事業者名	F社	G社	H社	I社	J社
電子くじ番号	705	705	858	880	880
順序番号	0	1	0	1	2
総計	1410		2618		
余り番号	0		2		
落札者	○				○

○ ファイルの暗号化

提出資料ファイルの暗号化は、フリーソフトの「E_D」を使用するものとする。